

休日当番医 (5月8日～6月7日)

変更の可能性があります。事前に電話で確認をとり、健康保険証をお持ちください。

月日	医療機関名	科目	電話
5/12 (日)	榎原医院	内 / 胃腸 / 肛門	542-6582
	埼玉県中央病院 (桶川市)	内 / 外	048-776-0022
	大谷記念病院 (桶川市)	内	048-728-2411
5/19 (日)	青木クリニック	内 / 循 / 呼 / 小	592-1033
	埼玉県中央病院 (桶川市)	内 / 外	048-776-0022
	木村クリニック (伊奈町)	内 / 心内 / 脳神 / リハ	048-723-8884
5/26 (日)	よしだ整形外科内科	整 / 内 / リハ / 皮 / リウ	590-5720
	大野整形外科 (桶川市)	整 / リハ / リウ	048-728-1611
	伊奈病院 (伊奈町)	内 / 外	048-721-3692
6/2 (日)	本藤整形外科	整 / リウ / リハ / 皮	592-7667
	世沢整形外科 (伊奈町)	整 / 内 / リハ	048-723-9191
	伊奈病院 (伊奈町)	内 / 外	048-721-3692

保健トピック

ヘルスアップ調理講習

生活習慣病を予防するための食事を学べます

生活習慣病を予防するためのバランス食について、丁寧にお伝えします。今月は栄養価の高い高野豆腐を使ったアレンジメニューを実習します。お気軽にご参加ください。

時 5月22日(水)10:00～13:30

場 コミュニティセンター

定 25人(先着順)

持 エプロン、三角きん、ふきん

費 300円

申 5月15日(水)までに北本市食生活改善推進員協議会(佐藤 ☎・FAX592-7763)へ電話またはFAX。



健康づくり課母子保健担当 ☎594-5544

母子保健のご案内

※3歳児健診の対象月齢を「3歳0か月～2か月」から「3歳5～6か月」に変更しました。これに伴い、令和6年4～7月は3歳児健診を休止します。
※東側とは高崎線から東側の地域、西側とは高崎線から西側の地域を指します。

事業名	内容・対象者	日時	場所	その他
乳児健診	内 心臓病や股関節の異常等の早期発見、運動発達の検査 対 令和6年1月生まれのお子さん	東側 5月23日(木)	保健センター	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:30～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 ・離乳食講習を同時実施しています。 ・対象児の保護者に子育て応援ギフトを配布します。 持 あかちゃん訪問時にお渡しした申請書、身分証明証(申請者および持参者)
		西側 5月24日(金)	母子健康センター	
1歳6か月児健診	内 内科健診、歯科健診等 対 令和4年10月生まれのお子さん	東側 5月20日(月)	保健センター	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:30～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 対象児の保護者に、こども商品券を配布します。※商品券のお問合せは、子育て支援課子育て支援担当(☎594-5537)へ。
		西側 5月21日(火)	母子健康センター	
9か月児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・離乳食・育児の心配ごとの相談等 対 令和5年8月生まれのお子さんがある母親または家族	東側 6月3日(月)	保健センター	時 1日～15日生まれのおさんは10:00～10:25 16日～末日生まれのおさんは10:20～10:45 持 母子健康手帳、バスタオル、9か月または10か月児健康相談票
		西側 6月4日(火)	母子健康センター	
乳幼児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・食事の相談、育児の心配ごとの相談等 対 0～3歳児健診前までのお子さんがいる母親または家族で希望する人	6月3日(月) (予約制)	保健センター	時 13:10～14:40 持 母子健康手帳、バスタオル 申 予約制。健康づくり課へ電話、直接またはQRコードから。
フッ素塗布	対 満1歳から小学校入学前までのむし歯のないお子さん	5月28日(火)	文化センター	時 初めのおさんは13:20～13:50 2回目以降のおさんは13:50～14:20 費 1,430円/回 持 歯ブラシ、母子健康手帳、タオル 申 当日直接会場へ。※2回目以降は6か月以上間隔をあけてください。
プレママ・プレパパセミナー	内 出産の準備(呼吸法等)、あかちゃんのお風呂の入れ方(実習) 対 妊娠28週以降の妊婦と家族で希望する人	6月15日(土) (予約制)	母子健康センター	時 9:30～12:00 持 母子健康手帳 定 8組(先着順) 申 6月7日(金)までに健康づくり課へ電話または直接。



救急相談・医療機関案内

☎ #7119番

24時間 365日

- ・急な病気やけがの際に医者に行くべきか迷ったときの相談
- ・診療可能な医療機関の案内(歯科・精神科を除く)
- ・IP電話・ダイヤル回線・PHSは048-824-4199

小児初期救急当番医

☎ 597-3301

平日 20:00～22:00

- ・当番医療機関のお問合せは埼玉県中央広域消防本部へ
- ・桶川・北本・伊奈地区の医療機関が在宅当番医(輪番)制で実施

健康豆知識 第139回

『歯列矯正のタイミング』

提供：北足立歯科医師会



「矯正治療は子どもがするもの」「大人になってからでは遅いのでは?」

一方で2期治療とは、乳歯がすべてなくなり永久歯が生えそろうてから矯正を行うことです。2期治療を行う年齢は、12～13歳から始めることが多く、大人の矯正治療と同様にワイヤー矯正で歯列を整えることが多いです。

子どもが矯正をする際、1期治療と2期治療が存在します。

2期治療は、1期治療で改善できなかった歯並びや噛み合わせが悪かった場合に行うため、いきなり2期治療から始めることはできません。よって1期治療を行わず12～13歳以上で矯正を行う場合は、成人矯正に分類されます。矯正をするのは早いほうがよいとされるのは、子どもの歯やあごが成長段階のうちに1期治療を行うことで、2期治療をしなくてもよくなる可能性があるからです。

1期治療とは、まだ永久歯が生えそろうていない乳歯と永久歯が混合している時期に行う矯正治療を指します。年齢でいうと5～7歳程度から始めることが多く、成長に合わせて治療が可能です。骨格の成長時期にあたるので、正しくあごを成長させたり、生え替わりを利用して歯並びを管理しやすく、抜歯の可能性を減らしたり骨格を綺麗に整えることも治療目的の一つです。

1期治療のみで完了すれば負担も少ないといったメリットから、早いうちに矯正を開始することをおすすめします。



1か月児健康診査検査費の助成



1 1か月児健康診査を受けた令和6年4月1日以降に生まれた乳児の保護者で受診日に市内に住所を有し、乳児と同居している人

助成額 おおむね生後27日～6週末満の乳児が医療機関等で受けた1か月児健康診査(身体発育状況・栄養状態・疾病異常の有無等必要事項を実施したもの)の検査費用(上限4,000円)

受診日から1年以内に次の書類を窓口へ直接。

- ・申請書兼請求書(健康づくり課で配架、市ホームページに掲載)
- ・医療機関が発行した領収書と明細書等
- ・母子健康手帳
- ・申請者の金融機関口座がわかるもの
- ・健康診査の受診は国内の医療機関どこでも可

健康づくり課母子保健担当 ☎594-5544

小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付開始

6月10日(月)～7月26日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

鴻巣保健所

現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の人の保護者

申請に必要な書類を郵送します(医療意見書はご自身で指定医に依頼してください)

申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険(健康保険)の被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)

鴻巣保健所

申請に必要書類を郵送します(医療意見書はご自身で指定医に依頼してください)

鴻巣保健所 ☎048-541-0249